

「著作権の保護期間は？」と質問された場合、「著作者の没後50年」とすぐに答えられる人は多いと思います。しかし、「起算日は？」「保護の開始はいつから？」など、ほかにも細かい疑問点がたくさん出てきます。  
そこで今回は、著作権の保護期間について確認してみましょう。



今月も  
頑張ろう！

なかがわ

な) 今回は著作権の保護期間について勉強するよ。

ち) 著作権の保護期間って、著作者が亡くなってから50年だったよね。産業財産権に比べるとずいぶん長いよね。

な) 著作権の保護期間は、著作者が誰かということや、著作物の種類で違ってくるんだよ。  
今回は、起算日などを含めて整理してみよう。

50年って、かなり長いヨ！



チョッキー

## 1. 保護期間のキホン

な) チョッキー、通常の著作物について、保護期間はどのように定められているかな。

ち) 任せてヨ！ 次のとおりだよ。

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

条文

### 自然人の著作物の保護期間

51条2項 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ。）50年を経過するまでの間、存続する。

### 法人の著作物の保護期間

53条1項 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後50年（その著作物はその創作後50年以内に公表されなかったときは、その創作後50年）を経過するまでの間、存続する。

な) エライ！ ちゃんと自然人の場合と法人の場合を区別して説明できたね。

ち) 法人の場合は、自然人の規定には入れないよね。だって、法人は死なないから、永久の権利になっちゃうもんね！

な) ハハハ。そのとおりだね。じゃあ、次の質問。法人の著作物について、保護の開始はいつから分かるかな？

ち) 公表した時からじゃなかったっけ？

な) 残念～！ 保護の始期は自然人でも法人でも同じなんだ。次のように規定されているんだよ。

保護期間の原則

51条1項 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

チ) 創作が完成した時から著作権の保護が開始されるんだね。  
……アレ？ でも完成後、30年公表しない法人の著作物があったら、80年も保護されることになるの？ なんか納得いかないなあ。長すぎない？

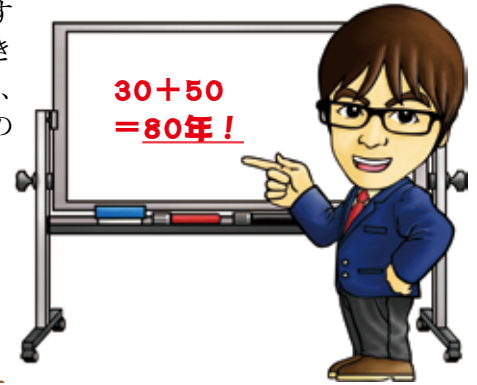
な) まあ、創作後50年公表されなかったときは、その時点で保護期間が満了するというリミッターは付いているけどね（前ページ・53条1項カッコ書き参照）。それに、自然人の著作物だって保護期間は不定期だよ。例えば、ある作曲家が40歳で作品を完成させて70歳で亡くなったら、その著作権の保護期間は、30年+50年で合計80年だよ。

チ) その作曲家が20歳で創作した作品は、100年も保護期間があるんだね。

な) 著作物の保護期間は絶対的な期間ではないということ。

チ) よく考えると、特許権の保護期間も不定期だね。保護の終期は出願日から20年と規定されているけど<sup>※1</sup>、権利は審査を経て設定登録時に発生するから<sup>※2</sup>、やっぱり絶対的な期間じゃないよね。審査請求や審査に時間がかかって特許権の設定が遅くなれば、権利期間が食われちゃうんだから……。

な) なるほど、反対の意味で特許の保護期間も不定期だね。でも、意匠や商標は「登録」という権利の発生時を権利の存続期間満了時の起算点にしているから、それぞれの20年、10年という権利期間は絶対値なんだね<sup>※3</sup>。さて、じゃあ最後に映画の著作物の保護期間を見ておこう。



※1) 「特許権の存続期間は、特許出願の日から20年をもって終了する。」(特許法67条1項)

※2) 特許権の発生は、「特許権は、設定の登録により発生する。」(特許法66条1項)と規定され、上記起算日とは一致しない。

※3) 「意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から20年をもって終了する。」(意匠法21条1項)

「意匠権は、設定の登録により発生する。」(意匠法20条1項)  
すなわち、権利の発生と存続期間の起算日が一致する。商標権も同様である（商標法19条1項、18条1項）。

映画の著作物の保護期間

54条1項 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年（その著作物がその創作後70年以内に公表されなかったときは、その創作後70年）を経過するまでの間、存続する。

な) 映画は特別な著作物なので、権利の帰属や権利期間などについても後のシーズンで改めて説明します。まずは、権利の保護期間を比較してみよう。



チ) やっぱり著作権の保護期間は、産業財産権に比べて長いなあ……。

な) いやいや。8月号の講義を思い出して。産業財産権は実施者の行為を直接的にコントロールできて依拠性のいらぬ絶対権。つまり、「濃い」権利だから、先生はわりとバランスの取れた保護期間だと感じているよ。

チ) うーん、そういう考え方もあるかあ……。



## 2. 期間の計算方法

な)次に、保護期間の計算方法を確認してみよう。

ある作家が2010年10月10日に亡くなった場合、この作家が書いた小説について、著作権の保護期間の終期はいつになるかな？

ち)えーと、小説は映画の著作物ではないし、自然人の著作物だよ。だから亡くなった時に50年を足して……保護期間の終期は2060年10月10日！

な)こらこら、チョッキー、前号のクイズをやっていないでしょ！？

次の規定にあるように、翌年から起算するという規定になっているわけだから、2060年12月31日までというのが正解だよ<sup>※4</sup>。

※4)「通常の著作権は12月31日に満了する。但し、例外に『戦時加算制度』がある。第二次世界大戦中は、我が国で連合国民の著作物が実質的に保護されなかったとの理由により、例えば米国人、英国人などの著作物の保護期間には開戦の日(1942年12月8日)からサンフランシスコ平和条約(1952年4月28日)までの3794日が加算されるため、年の途中で存続期間が終了する場合がある。」(中山信弘『著作権法』(有斐閣) p.357)

条文

### 保護期間の計算方法

57条 第51条第2項、第52条第1項、第53条第1項又は第54条第1項の場合において、著作者の死後50年、著作物の公表後50年若しくは創作後50年又は著作物の公表後70年若しくは創作後70年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

ち)わわ、ゴメンナサイ～。

……でも、それって、この条文を「翌年の1月1日から起算する」というように読みなさいということだよ。条文には、「翌年から起算する」としか書いていないし、「翌年、すなわち2011年の10月10日から起算して」、2061年10月10日まで権利は存続する、と読むことはできないの？

な)おっと、鋭いツッコミだ！ 確かに読みにくい条文だよ。でも、この条文は「翌年の1月1日から起算する」と読まざるを得ないんだよ。

次のベルヌ条約を見てね。

重点

### ベルヌ条約7条(保護期間)

(5)著作者の死後の保護期間及び(2)から(4)までに定める保護期間は、著作者の死亡の時又は(2)から(4)までに規定する事実が発生した時から始まる。ただし、これらの保護期間は、死亡の年又はそれらの事実が発生した年の翌年の1月1日から計算する。

ち)な～んだ。日本の条文も、ハッキリ「翌年の1月1日から起算する」って書いてくれればよかったのにね。

な)先生もその点は同感だ。ちなみに、この計算方法を「<sup>れきねん</sup>暦年主義」というよ。

## 3. 後日公表された作品に再登場した同一キャラクターの保護期間は？

※5) ウルトラセブンは、本編「ウルトラセブン」(1967年10月1日～1968年9月8日)で登場した後、「帰ってきたウルトラマン」18話(1971年8月6日放映)にも登場して、帰マン(帰ってきたウルトラマン)の危機を救っている。ウルトラセブンは、さらにその後に数多くの作品に登場。最新の登場作品は「大怪獣バトル ウルトラ銀河伝説 THE MOVIE」(2009年公開)である。

ち)センス、キャラクターの著作物の保護期間に関して、分からないことがあるんだけど！ センセはウルトラセブンを、最初のシリーズの後に、「帰ってきたウルトラマン」にも登場していることを知ってる？

な)フフフ、だてにウルトラ検定3級を持っているわけじゃないよ(実話)！ 帰マン(帰ってきたウルトラマン)にウルトラブレスレットを届けにきたのがセブンだったよね<sup>※5</sup>。

今回もキレのあるツッコミ……！



チ)センスはオタクだもんねえ～。

じゃあ、「ウルトラセブン」は法人に属する著作物だと思うんだけど、つまり2回公表されているということだよな？ 保護期間は、最初の公表の時から算定するの？ それとも後の公表？

な)チョッキー、なかなかいい質問だね。悩ましい問題だけど、法人の著作物に該当する同一キャラクターが、間を置いて公表された2作品に登場したらどう扱うべきか、答えは出ているんだよ。

## 事例

### 「ポパイ事件」(最判H9.7.17)<sup>※6</sup>

法人著作となるマンガ2作品に登場する主人公「ポパイ」の絵柄について、その保護期間を次のように判示している。

「著作権の保護期間は、各著作物ごとにそれぞれ独立して進行するものではあるが、後続の漫画に登場する人物が、先行する漫画に登場する人物と同一と認められる限り、当該登場人物については、最初に掲載された漫画の著作権の保護期間によるべきものであって、その保護期間が満了して著作権が消滅した場合には、後続の漫画の著作権の保護期間がまだ満了していないとしても、もはや著作権を主張することができないものといわざるを得ない。」

チ)続編は作品全体としては著作物の保護を受けられるけど、先行作品に登場した同一キャラクターそのものは先行作品の保護期間が終了してしまうと保護を受けられないというワケだね。

な)そういうこと。だから、最初の公表から起算するんだ。合理的でしょ？

チ)うん。でも、人気が出たキャラクターは、100年だって人気を保ち続ける場合もあるでしょ。そういうものの保護がなくなってしまうのもいいのかなあ？

な)権利者としては、「人気が出たキャラクターの保護期間を延長したい」と思うだろうけれど、著作権法は保護の要件に「創作」を要求するわけだから仕方がないよね。後に公表された別の作品が基準になったら、「創作していないもの」が保護されることになってしまうからね。あとは、商標法とか不正競争防止法の出番になるんだろうね。

次回は……

**著作権の共有** について学習します。



今月のクイズです。  
Aさん、Bさんが共有するマンガの著作権について、Aさんはマンガの登場人物をフィギュア化して販売したいと考えました。その際、Bさんの許可は必要でしょうか？



特許なら許可は不要だけどね～。

※解答は p.81

※6) さらに、この最高裁判決では、以下のように判示している。

「具体的な漫画を離れ、右登場人物のいわゆるキャラクターをもって著作物ということはできない。ただし、キャラクターといわれるものは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自身が思想又は感情を創作的に表現したものである。」

すなわち、抽象的なキャラクターは著作物として保護されない旨を明らかにしている。キャラクターの著作権を判断するうえで、非常に重要な判例である。



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門3-7-8  
ランディック第2虎ノ門ビル5階  
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki  
URL : <http://www.ks-df.com/>  
E-mail : [ksdesign55@hotmail.co.jp](mailto:ksdesign55@hotmail.co.jp)